

# 居宅介護支援 フローラ岩槻

## 指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人東州会が開設する指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援フローラ岩槻（以下「事業所」という。）は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 事業所の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  3. 指定居宅介護支援の事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不利に偏ることのないよう公正中立に行う。
  4. 指定居宅介護支援の事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援フローラ岩槻
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1-9-7

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 介護支援専門員兼務）
- (2) 介護支援専門員 常勤 1名以上（1名は管理者兼務）  
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 祝日を含む月曜日から土曜日とする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所   | 第3条に規定する事業所内 |
| (2) 使用する課題分析票の種類   | 全社協方式        |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回        |
| (5) モニタリングの結果記録    | 1ヶ月に1回       |

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km未満       | 600円  |
| (2) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km以上15km未満 | 800円  |
| (3) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね15km以上       | 1000円 |

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市、春日部市、越谷市、蓮田市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により緊急を要する事態が発生した場合は、速やかに市区町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解

を得るものとする。

(衛生管理)

- 第 1 1 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その完結から 5 年間保存するものとする。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第 1 2 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的におおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修（年 1 回以上）の実施。
  - (4) 1 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 1 3 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について、周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

- 第 1 4 条 職場において利用者や従業員から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じます。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、  
又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運用に関する重要事項は、医療法人東州会理事長と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

この規程変更は、平成22年6月1日から施行する。

この規程変更は、平成22年11月16日から施行する。

この規程変更は、平成23年11月1日から施行する。

この規程変更は、平成23年11月7日から施行する。

この規程変更は、平成25年1月7日から施行する。

この規程変更は、平成25年2月18日から施行する。

この規程変更は、令和5年10月1日から施行する。

この規程変更は、令和6年4月1日から施行する。